「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」及び「飼料添加物の評価基準の制定について」等の一部改正について（概要）

1．飼料添加物については、飼料安全法第２条第３項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定を行うこととされています。また、飼料添加物の指定等に係る審議に際し必要となる試験成績のうち、安全性及び残留性に関するものについては、**飼料添加物ＧＬＰ基準通知**（※１）に定める「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」又は同基準が準拠する経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）のＧＬＰ原則（以下これらを「飼料添加物ＧＬＰ」という。）に従って実施された試験により収集されたものでなければならないこととされていいます。

※１（「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和 63 年７月 29 日付け 63 畜Ａ第 3039 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通達）

2．飼料添加物の指定等を要望する者は、審議のための試験成績の提出が求められますが、当該試験成績の飼料添加物ＧＬＰへの適合性については、試験施設に対する調査等に基づき判断することとされています。また、当該試験成績について飼料添加物ＧＬＰへの適合性の確認が必要と認められた場合は、**飼料添加物ＧＬＰ調査通知**（※２）に従い確認することとされています。

※２（「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」（平成２年１月 16 日付け元畜Ａ第 3441 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）

3．今般、飼料添加物ＧＬＰ適合確認の調査が、ＯＥＣＤのＧＬＰ原則に係る国際的枠組みに基づくものであることを明確化するとともに、同様の体制で実施することとされている農薬ＧＬＰ（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき運用されるＧＬＰをいう。）との整合性を確保するため、関連通知の改正を行うこととしました。

4．なお、本通知は、いずれも令和 10 年４月１日から施行いたします。

5．何かご不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

お問合せ先：　消費・安全局　畜水産安全管理課
飼料安全基準班　吉戸　宗像　真間
TEL:03-3582-8111（内線 4546）